

【別添資料】

1 子供の具体的な交通事故防止対策

- (1) 道路を横断する時は、必ず横断歩道や歩道橋を横断する。
- (2) 車道への飛び出しや、駐車（停車）車両の近くの横断は絶対にしない。
- (3) 信号が青になってもすぐに渡らず、左右の安全確認をして、車が止まってから道路を横断する。
- (4) 横断中も近づいてくる車がないか注意する。
- (5) トラックなど大きい車両が右・左折してくる場合は、車両に近づかず、車両の動きをよく見て車両が確実に止まってから横断する。
- (6) 自転車に乗る前に、ブレーキやライト等の点検をする。
- (7) 自転車利用時は、ヘルメットを着用し、一時停止標識等の交通ルールを守る。 など

2 保護者への具体的な交通事故防止対策に関する注意喚起

- (1) 外出する際は、子供から目を離さず、子供の動きに注意する。
- (2) 歩道を歩くときは、大人が車道側を歩く。
- (3) 保護者が次のような交通ルールを繰り返し子供に教え、自らも実践して正しい手本を示す。
 - ・ 青信号であっても、右左の安全を確認して、車が止まってから横断する。
 - ・ 信号がない横断歩道は、必ず横断前に安全を確かめ、車が止まってくれたのを確認してから横断する。
 - ・ 止まってくれた車の陰からほかの車が来るかもしれないので注意する。
 - ・ 横断中も右左折して来る車がないか注意しながら横断する。
 - ・ トラックやワンボックス車など大きい車両の右左折時は、車両の動きに特に注意する（トラックやワンボックス車の運転席は高いところにあるため、子供の存在に気がつかないことがあります。また、子供の身長では、さまざまな工作物が車両の運転者の安全確認の障害となります。）。
 - ・ 車道への飛び出しや、止まっている車両の前後からの横断は絶対にしない。
 - ・ 横断禁止場所横断や斜め横断は絶対にせず、横断歩道や歩道橋を利用する。
 - ・ 道路や駐車場で遊ばない。
- (4) 自転車に乗るときはルールを守る（特に、信号や一時停止は厳守する）。
- (5) 自転車に乗るときはヘルメットを着用して、あご紐をしっかり締める。 など

3 その他

警視庁交通部では、交通安全に関する様々な情報について交通安全広報専用サイトにて公開しています。下のURL及び二次元コードからご参照ください。

URL <https://www.safetyaction.tokyo/event/>

二次元コード

